

住民生活に密着した村づくり

令和3年度下條村補助申請の事業(個別で申請を行う事業の一覧)

	補助金名称	補助内容	窓口	
移住・定住・起業支援	下條村移住奨励支度金	55歳以下で下條村内に定住するために飯田市、下伊那郡外から移住された方に20万円の支度金を支給	総務課	
	下條村若者新規就職 応援補助	30歳未満で下條村内に生活拠点があり、新卒採用として3年以上継続雇用される方に10万円の支給		
	空き家等解体活用事業 【新規】 補助金	空き家の利活用を促進する為に家屋解体工事費用の1/4を補助(上限100万円)		
	空き家リフォーム等 【拡充】 補助金	空き家を居住目的(賃貸含む)としてリフォームする費用及び家財処理費用の1/4を補助(上限50万円)		
	定住促進住宅新增改築 等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅を新增改築・中古住宅購入に対し建築費用等の1/10を補助 ※新築(上限100万円)、中古・増改築等(上限50万円)		
	定住促進住宅用地取得 等補助金	45歳以下で下條村内に定住するために住宅用地の購入、造成を行う方に購入・造成費用の1/2を補助(上限100万円)		
振興課	創業・新業種等転換支援 【新規】 事業補助金	持続可能な開発目標(SDGs)の理念に基づく事業で、村内で新たに起業を目指す者や新事業展開を行う者に対し、経費の1/2を補助(上限200万円)	振興課	
	空き家・空き店舗活用 事業補助金	村内の空き家・空き店舗(1,000㎡未満)を活用し、起業し恒久的に事業を行う者に対し、工事費の1/2を補助(20万円以上の工事限定: 上限50万円)		
少子化対策・子育て支援	結婚応援事業補助金	村内在住の独身者が結婚相談所を利用する場合、利用料等の1/2を補助(上限10万円)	福祉課	
	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、治療費の助成を行う事業 治療に関する費用を、1年1回15万円(上限)、最高45万円まで助成		
	新人ママ応援記念品 プレゼント事業	第1子出産予定の妊婦に対して妊娠届け出時(母子手帳発行時)に授乳服等の産前産後に使用できる用品のプレゼント。		
	出産祝金支給事業	下條村内に5年以上居住する意思のある父母へ第2子は8万円、第3子以降の1子につき50万円を支給		
	産後ケア事業	産後の母の心のケアと育児サポート(8割補助) 出産後のお母さんの体の安静を保ち、赤ちゃんが適切な養育を受けられるように病院や助産所へ宿泊して心身のケア等を受けることができます。		
	育児手当支給事業	第3子以降の子で3歳以下の子ども1子につき、月額5,000円の村内で使用できる商品券を支給(支給月: 4、8、12月)		
総務課	結婚新生活支援事業補助金 【新規】	夫婦共に39歳以下で世帯の所得が400万円未満の新婚世帯に対し、住居費及び引越し費用を補助(上限30万円)	総務課	
	チャイルドシート等購入補助金	購入費用の半額補助 上限1万5千円/1子1回 (ジュニアシート含む)		

高齢者・障がい者・介護支援	高齢者運転免許証 自主返納支援事業	運転免許証を自主返納する65歳以上の方を対象にタクシー券を月2,000円分支給	
	高齢者・障がい者にやさしい 住宅改良促進事業	高齢者・障がい者の居住環境を改善し、日常生活を極力自力で行うための住宅改修事業 事業費の9割補助。1世帯当たりの上限は63万円	
	高齢者自立生活支援 住宅改修費支給事業	65歳以上で介護保険の認定を受けていない方が、介護保険に準じた内容の住宅改修を行う場合、改修費用の8割を補助（上限8万円）	
	家庭介護用品購入助成事業	要介護3以上の方を家庭で介護している家族に対し、介護用品購入費の9割助成（上限 年額3万6千円/1世帯）	
	低所得者利用負担軽減事業	介護保険サービスのうち在宅サービスを対象にサービス利用の自己負担額の1/2を助成	
	生活管理指導短期 宿泊委託事業	村内において、介護保険の利用なしで介助を受けている方に、一時的に施設へ入所することが適当であると思われる場合に、宿泊費の助成	
	下條村地域交流サロン 活動助成金事業	地域住民などが自主的に運営する茶話会などの「地域サロン活動」に対して助成金を支給*助成金の額は参加人数、会場使用料により変動	
	認知症専用保険 加入助成事業	認知症などで行方不明になる可能性のある方で、高齢者見守りネットワーク事前登録を行った方に対し認知症専用保険加入に対しての費用の半額を助成	
	福祉タクシー券 支給事業	高齢者のみの世帯またはその他事情により車を未所有世帯に対してタクシー券を支給	
	新型コロナウイルス 抗原検査・PCR検査 【新規】 検査費用助成事業	下條村内に住所のある方で、介護保険サービス利用時に、本人及び同居家族で検査を求められた方、又は光の園、第二光の園へ入所される方（村外者を含む）に対して要綱に定める範囲の額、回数で検査費用を助成。	
身体障がい者自動車改造 助成事業補助金	上肢・下肢・体幹機能障害1～3級の身体障害者手帳をお持ちの方が、自らが所有、運転する自動車の操行装置等を改造する費用を助成（上限10万円）		
教育関係支援	国の教育ローンに対し村独自の保証料補給金制度	日本政策金融公庫からの『教育ローン』として借りた保証料を全額、村から補助*日本学生支援機構の奨学金についても対象。	
	修学資金利子・保証料 補給金制度	金融機関から修学資金を借入れた場合、貸付額（上限300万円）の利子分と保証料を最大3%まで補助	
	高等学校等通学補助事業	下條村に住所があり、高等学校等に入学し通学している生徒の保護者に対し、通学費の一部を補助 年額30,000円	
	家庭学習通信機器整備 補助	小中学校に在籍しており通信環境が未整備の家庭に対して1世帯あたりDONUとWi-Fiルータの設置費の2分の1を補助。（上限5,000円）	
	指定文化財補助事業	村指定の文化財の維持管理及び保存保護に要する経費の1/2を補助（上限50万円）	
	村民学習支援事業	村民自らが学ぶ機会を計画し、講師等を招聘する事業に対し、その講師等の費用について村が負担	
	歴史的建造物等の 改修補助事業	地域に残る歴史的建造物の保存、維持、伝承を図るため改修・修繕費用の30%を補助（上限20万円）	

福祉課

教育委員会

予防接種・医療関係支援	インフルエンザ 予防接種補助事業	0歳から中学3年生までのインフルエンザ接種料金の補助 13歳未満2回分(2回×2,000円)、13歳以上1回分 (1回×2,000円) ※高校1年生から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器に 重い病気のある方(身体障害手帳1級相当)の方も 自己負担2,000円で接種ができます。 	福祉課
	肺炎球菌予防接種事業	1回目の予防接種より、5年経過した方に2回目の補助を行っ ています。 肺炎球菌予防接種料7,972円のうち自己負担1,500円で接種がで きます。 ただし、村内2医療機関に限ります。(1回接種すると、5年 間有効)	
	人間ドック事業	下條村国民健康保険加入者の、40歳～74歳以下の方で村指定の 3か所の医療機関または償還払いによりその他の医療機関で受 診した場合に8割の補助(40歳・50歳は9割補助) 	
	脳ドック事業	村内在住の30歳～74歳未満の方で、村指定の2か所の 医療機関で受診した場合に8割の補助	
	人工透析通院補助事業	人工透析のため自宅から通院している方に対し、通院に必要な 自動車燃料費等の半額を補助 ※ただし、公共交通機関を利用 した場合は、実費の半額補助	
	下條村骨髄バンクドナー 補助金交付事業【新規】	骨髄・末梢血管細胞の提供のための入院・通院の日数に応じて 補助(上限10日) ドナー：1日につき2万円、ドナーが勤務する事業所：1日に つき1万円	
住宅診断・改修支援	住宅リフォーム等補助事業	村内及び村内に事務所等をおく建築土木施工業者でリフォーム を行う際に費用の1/4を補助(上限60万円)	振興課
	住宅耐震診断 ・改修(補強)事業補助金	昭和56年以前の木造戸建に対し、耐震診断・補強費用の補助 診断料は無料、耐震補強は事業費の半額補助(上限100万円)	
	アスベスト含有調査費 補助金	建築物の部材にアスベストが含まれているか否かの判断を出す ための定性分析と含有量を検査する定量分析費に補助	
	太陽光発電施設補助金	家庭用太陽光発電システム設置について1kwあたり5万円の補 助 限度額20万円(4kw) ※補助対象は10kw未満の施設	
	宅地等災害復旧事業補助金 【新規】	豪雨災害により被害を受けた宅地の原形復旧による工事費の1/4 を補助(上限100万円)	
	通学路危険ブロック塀 改修補助事業	通学路に面したブロック塀の診断及び耐震補強を行う 際に、診断料の全額、耐震補強工事の8割を補助 (上限40万円) ※撤去費用も対象 	教育委員会
農地・農業設備支援	遊休荒廃農地再開 発対策事業	遊休農地の解消をするための整備費補助(受益面積5a以上) 10a当たり限度額10万円、補助率10分の8以内	振興課
	農業用機械等導入事業 【新規】補助金	農機具等導入補助 事業費の1/4(限度額12万5千円) 認定農業者は事業費の1/2(限度額50万円) 	
	雨よけ施設等設置事業 【拡充】補助金	新設修復補助：事業費の4分の1以内(限度額12万5千円) 認定農業者は1/2(限度額50万円)	

農地・農業設備支援	かん水設備設置事業補助金【拡充】	かん水設備設置費用の1/4を補助(限度額5万円) 認定農業者は事業費1/2を補助(限度額20万円)	圃場下限面積 (野菜3a、花卉1a以上) 	振興課
	小規模耕地事業	ほ場整備、暗渠排水等に要した費用の5割以内の補助 農業用排水路改修に要した事業費の7割補助(上限70万円)		
	農業構造物設置事業【新規】	果樹野菜棚支柱等設置改修費用の1/4を補助(限度額10万円) 認定農業者は事業費1/2を補助(限度額40万円)		
	農産物の品目転換による構造物撤去整備事業	構造物撤去費用の1/3を補助(1事業者限度額:累積200万円) 条件:当該圃場での5年以上営農		
	有害鳥獣被害対策への補助制度	被害防止事業(デンボク等)に要した直接経費の5割以内を補助 ※補助の対象となる直接経費の上限は50万円まで		
	防蛾灯導入事業補助金【拡充】	L E D防蛾灯設置費用の1/4を補助(限度額5万円) 認定農業者は事業費1/2を補助(限度額20万円)		
	日陰農地解消事業補助金【新規】	農地の日陰解消のための支障木伐採に対して事業費の1/2を補助 (限度額25万円) 事業面積 5a以上が条件 		
環境衛生関係支援	合併浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置の際の補助(1基当り) 35万4千円~98万1千円(人槽により補助額が異なります)		振興課
	生ごみ処理機購入補助金	購入価格の1/2を補助(上限3万円:1世帯あたり1基のみ) 【生ごみ処理機2万円以上の機種、コンポスト等は一式5千円以上のも】 		
	管外火葬場利用補助金	阿南斎場の利用ができない際に管外(飯田市斎苑・西部衛生センター火葬場等)で火葬を行った場合、阿南斎場利用料との差額分を補助		
	犬猫不妊去勢手術補助金	不妊去勢手術を行う犬・猫のオス、メスとも一匹につき5,000円を補助		
その他	消費者被害防止対策機器購入補助金	振り込め詐欺対策機器購入費および設置費の8割補助(上限1万円) 		総務課
	消火器新規購入・詰替補助	家庭用消火器の新規購入及び詰替えを行う際の半額補助(上限2,000円) ※年1回春、消防団による消火器の点検の際にご依頼下さい。		

問合せ窓口	電話番号	FAX番号
総務課	0260-27-2311	0260-27-3536
振興課		
福祉課	0260-27-1231	0260-27-1228
教育委員会	0260-27-1050	0260-27-3006